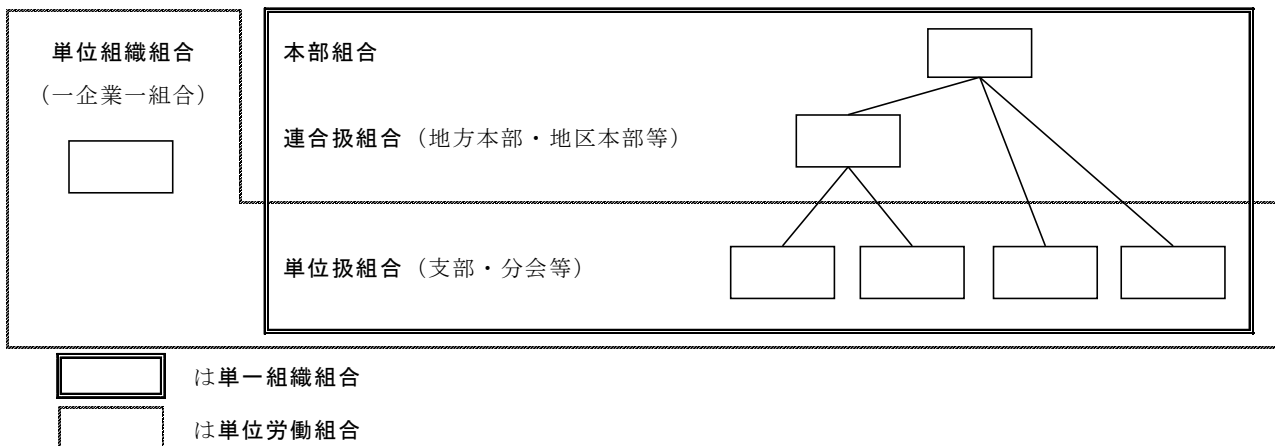


主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても1週間の所定労働日数が、一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年などの期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、出向社員及び嘱託労働者を除く。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

「ユニオン・ショップ」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならないという内容をいう。

「唯一交渉団体」

使用者は当該労働組合を唯一の交渉団体と認め、他の団体との交渉を行わないという内容をいう。

「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から定期組合費、臨時組合費、その他労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいう。

「争議調整」

争議行為を行う前に労働委員会における「あっせん」、「調停」及び「仲裁」やその他第三者による調整を行うことをいう。

「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

「労働協約の規範的部分」

労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

「労働協約の債務的部分」

労働協約のうち、上記の規範的部分以外の部分をいう。例えば、非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等労働組合組織に関する事項や、就業時間中の組合活動、労働組合の企業施設利用等労働組合活動に関する事項、団体交渉や労働争議に関する事項等をいう。